

拝啓 この度は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、早速ですが、今回の相続登記の手続きの流れと必要書類につきましてご案内させていただきます。ご不明な点がございましたら、ご連絡いただけると幸いです。

敬具

<手続きの流れ>

1. 必要書類のご案内（本書）に基づきまして、相続人の方に必要書類を役所にてお取りいただきます。
※被相続人（亡くなった方）本籍地にて「相続登記に必要である」旨申出てくだされば、その役所で取れる戸籍及び除籍関係は揃えていただけるはずです。
※印鑑証明書以外の書類は当方でも取得することは出来ますが、お客様で揃えていただく書類が多いほど、費用のご負担が軽くなりますので、なるべくお揃え頂くことをお勧めします。
2. お揃え頂きましたら、ご連絡ください。書類をお預かりする方法につきお打ち合わせをさせていただきます。
3. お預かりさせていただいた書類をもとに、遺産分割協議書などご署名ご捺印いただく書類を当方にて作成し、お客様へご送付させていただきます。お預かりした書類に不足があれば、当方にて手配させていただきます。
4. 3の書類に相続人の方にご署名ご捺印をしていただき、ご返送して下さい。その際にご請求書をお送りいたしますので、ご入金をお願いいたします。
5. 以上をもって、登記申請となります。登記申請後10日から2週間で完了します。
6. 完了書類を送付させていただきます。

<必要書類一覧>

- ①被相続人（亡くなった方）の出生時から死亡時までの戸籍謄本及び除籍謄本
- ②被相続人の除住民票 or 戸籍の附票
- ③相続人の方全員について戸籍謄本、印鑑証明書
- ④不動産を取得される方について住民票（本籍地、続柄など記載に省略の無いもの）
- ⑤固定資産税の評価証明のうち亡くなった方についての「固定資産税評価証明書」（市（区）役所の固定資産税課にて取得できます）
- ⑥該当物件の権利書（法律で定められた添付書類ではありませんが、物件の確認、登記上の住所の確認のため、お預かりさせていただくことがあります）

以上、よろしくお願いいたします。

千葉市美浜区真砂二丁目1番12号
プラザ真砂1階
司法書士 新保（しんぼ）健一
TEL 043-303-8258
FAX 043-303-8529